

自動継続定額複利預金規定

※ 1.~8.は別に定める「定期預金等共通規定」に基づき取扱います。

9. (自動継続)

(1) 自動継続定額複利預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の最長預入期限に自動的に定額複利預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続したときはその最長預入期限。以下同様とします。）までにその旨を申出てください。

この申出があったときは、この預金は最長預入期限以後に支払います。

10. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、その全部または一部について据置期間満了日（預入日または継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。

(2) 前1項による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、据置期間満了日から最長預入期限までの間に、1万円を超える部分について1万円以上の金額で請求してください。

なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金について、引続き自動継続の取扱いをします。

11. (利 息)

(1) この預金の利息は、継続日（解約するときは解約日、一部支払いをするときは一部支払い日）に預入日から最長預入期限（解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた金額段階別（300万円未満または300万円以上）の利率（継続後の預金については第9条第2項の利率。）によって6か月複利の方法で計算します。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。

- ① 6か月以上1年未満 別紙記載の「6か月以上1年未満」の利率
- ② 1年以上2年未満 別紙記載の「1年以上2年未満」の利率
- ③ 2年以上3年未満 別紙記載の「2年以上3年未満」の利率
- ④ 3年以上4年未満 別紙記載の「3年以上4年未満」の利率

⑤ 4年以上5年未満 別紙記載の「4年以上5年未満」の利率

⑥ 5年 別紙記載の「5年」の利率

なお、この預金の当初元金金額が300万円以上でも、一部支払いにより300万円未満になった場合は、その日から預入日（継続後の預金については継続日）における300万円未満の金額段階別利率を適用します。

(2) 継続後の預金についても前（1）と同様の方法によります。

(3) 継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座に入金または元金に組入れます。ただし、利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

(4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。

(5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(6) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合、および第3条第3項の規定によりこの預金を預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および預入日時点の5年約定利率に対し40%を掛けた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

12.（規定の変更）

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

（2025年4月1日現在）